

前橋市花き生産者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、各種式典の中止、また商業施設の生花店の休業等により、花きの需要が低迷し、市場での花き類の単価が大幅に下落し、花き生産を主とする農業経営に重大な影響を及ぼしていることから、前橋市花き生産者支援金（以下「支援金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 前橋市内に居住する個人事業主または前橋市内に事業所を置く法人であること。
- (2) 日本標準産業分類における花き作農業に該当する花き生産者であること。
- (3) 2019年分の花きの販売額が15万円以上であること。
- (4) 支援金の申請後も花き生産を続ける意思があること。
- (5) 前橋市商工関係小規模事業者集中支援金の交付を受けていない者または受ける予定のないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、前条に定める対象者に対し、一律5万円とする。ただし、交付は、1回限りとする。

(支援金の申請請求)

第4条 支援金を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付の上、前橋市花き生産者支援金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、令和2年7月31日までに前橋市農政課へ提出するものとする。ただし、市長が事務処理において、その必要がないと認める場合は、添付書類の一部または全部を省略することができる。

- (1) 申請者が本人であることを確認できるもの
- (2) 2019年分の花きの販売額が分かるもの
- (3) 振込先口座が確認できるもの

(受付期間)

第5条 支援金交付申請の受付期間は、令和2年6月1日から同年7月31日までとする。

(その他)

第6条 支援金交付の決定後、申請内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還等を求めることができるものとする。

2 要件を確認する上で必要である場合には、実地調査・報告・追加資料等を求め

ることができるものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。